

## 取引参加者負担金等に関する規則の特例

### (目 的)

**第1条** この特例は、取引参加者規程第11条第1項に規定する取引参加者負担金に関し、取引参加者負担金等に関する規則の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、取引参加者負担金等に関する規則の定めるところによる。

### (取引参加者負担金の特例)

**第2条** 取引参加者負担金等に関する規則別表第1「定額負担金の額」の規定の適用については、1(1)a中「均等割額 15万円」とあるのは「均等割額 5万円」とし、1(1)bに規定する資本金割額の資本金区分ごとに定める金額は、当該金額に100分の97を乗じた額とする。

### 付 則

1. この特例は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月分の定額負担金の額（月額）から適用する。
2. この特例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。